

資料3

科学技術・学術審議会  
総合政策特別委員会  
(第6回) H26.11.25

関連データ集  
(機関、資金)

## 目 次

1. 大学、研究開発法人、企業の各セクターの関係	1
2. 大学改革の状況	7
3. 研究開発法人改革の状況	24
4. 文部科学省所管の研究開発法人の主な実績	34
5. 研究開発法人の現状	45
6. 資金の現状	52
7. 資金配分に関する主な問題点	81

# 1. 大学、研究開発法人、企業の 各セクターの関係

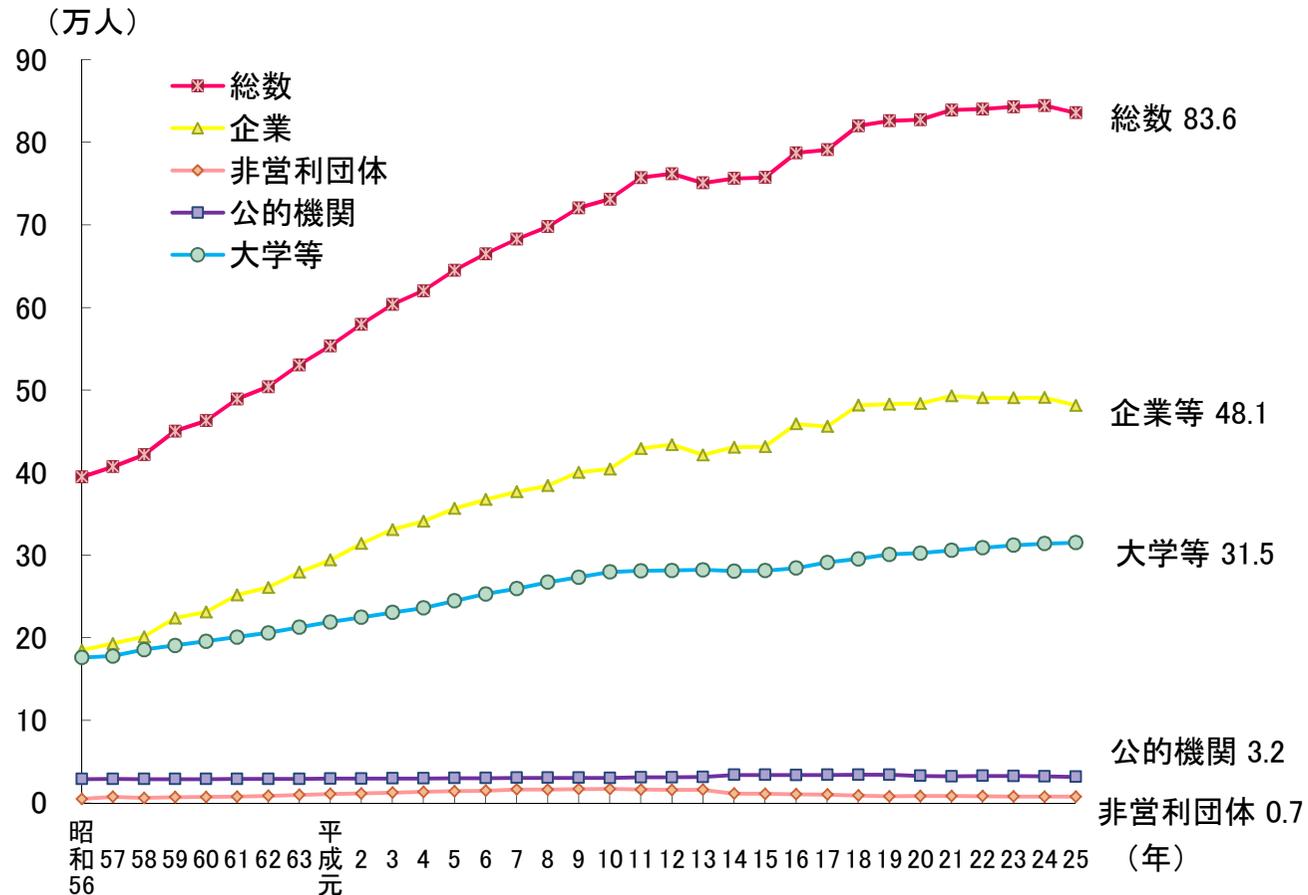
図1-1 / 科学技術指標の国際比較

項目 \ 国名	日本 (12年度)	米国 (11年度)	ドイツ (10年度)	フランス (10年度)	英国 (11年度)	EU-28 (10年度)	中国 (11年度)	韓国 (10年度)
国内総生産(GDP)	473兆円	1,196兆円	290兆円	225兆円	194兆円	1,435兆円	582兆円	89兆円
人口	1.3億人	3.1億人	0.8億人	0.6億人	0.6億人	5.1億人	13.5億人	0.5億人
研究費総額 対GDP比	17.3兆円 3.67%	33.1兆円 2.77%	8.1兆円 2.80%	5.0兆円 2.24%	3.4兆円 1.77%	28.7兆円 2.00%	10.7兆円 1.84%	3.3兆円 3.74%
うち自然科学のみ 対GDP比	15.9兆円 3.37%	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
政府負担額 政府負担割合 対GDP比	3.3兆円 19.1% 0.70%	11.1兆円 33.4% 0.92%	2.5兆円 30.3% 0.85%	1.9兆円 37.0% 0.83%	1.1兆円 32.2% 0.57%	10.1兆円 35.3% 0.71%	2.3兆円 21.7% 0.40%	0.9兆円 26.7% 1.00%
民間負担額 民間負担割合	13.9兆円 80.5%	22.1兆円 66.6%	5.4兆円 65.8%	2.8兆円 55.3%	1.7兆円 50.8%	16.0兆円 55.8%	7.9兆円 73.9%	2.4兆円 73.0%
研究者数 (単位:万人)	83.6 ※1 65.7	(99年) 126.1 ※2 141.3	32.8	24.0	26.2	159.6	131.8	26.4
民間	48.9 58.5%	102.8 81.5%	18.6 56.7%	14.3 59.5%	9.0 34.3%	73.5 46.1%	81.9 62.1%	20.5 77.7%
政府研究機関	3.2 3.8%	4.7 3.8%	5.2 15.8%	2.7 11.2%	0.9 3.4%	19.7 12.3%	25.0 19.0%	2.0 7.5%
大学	31.5 37.7%	18.6 14.8%	9.0 27.6%	7.0 29.3%	16.4 62.3%	66.3 41.6%	24.9 18.9%	3.9 14.9%

※ 各国とも人文・社会科学を含む。2. 邦貨への換算は国際通貨基金(IMF)為替レート(年平均)による。3. 研究費政府負担額は、地方政府分を含めた研究活動に使用された経費の総額である。4. 米国と英国の研究費総額は、暫定値である。5. EU-28及びドイツの研究費総額は、推定値である。6. 日本の研究者数は、2013年3月31日現在の値。また※1の値は、2012年3月31日の専従換算(FTE)値である。7. 米国の研究者数における※2の値は2007年の値であり、OECD推計値である。また、割合は組織別研究者数の合計に占める割合であり、組織別研究者数の合計と研究者数は一致しない。8. 英国及びEU-28の研究者数は暫定値である。9. ドイツの研究者数は、推定値である。10. 民間における研究者数は、非営利団体の研究者を含めている。

## 図1-2 / 我が国の研究者数の推移、セクター別割合

○我が国の研究者は、企業等に48.1万人、大学等に31.5万人、公的機関に3.2万人が所属している。



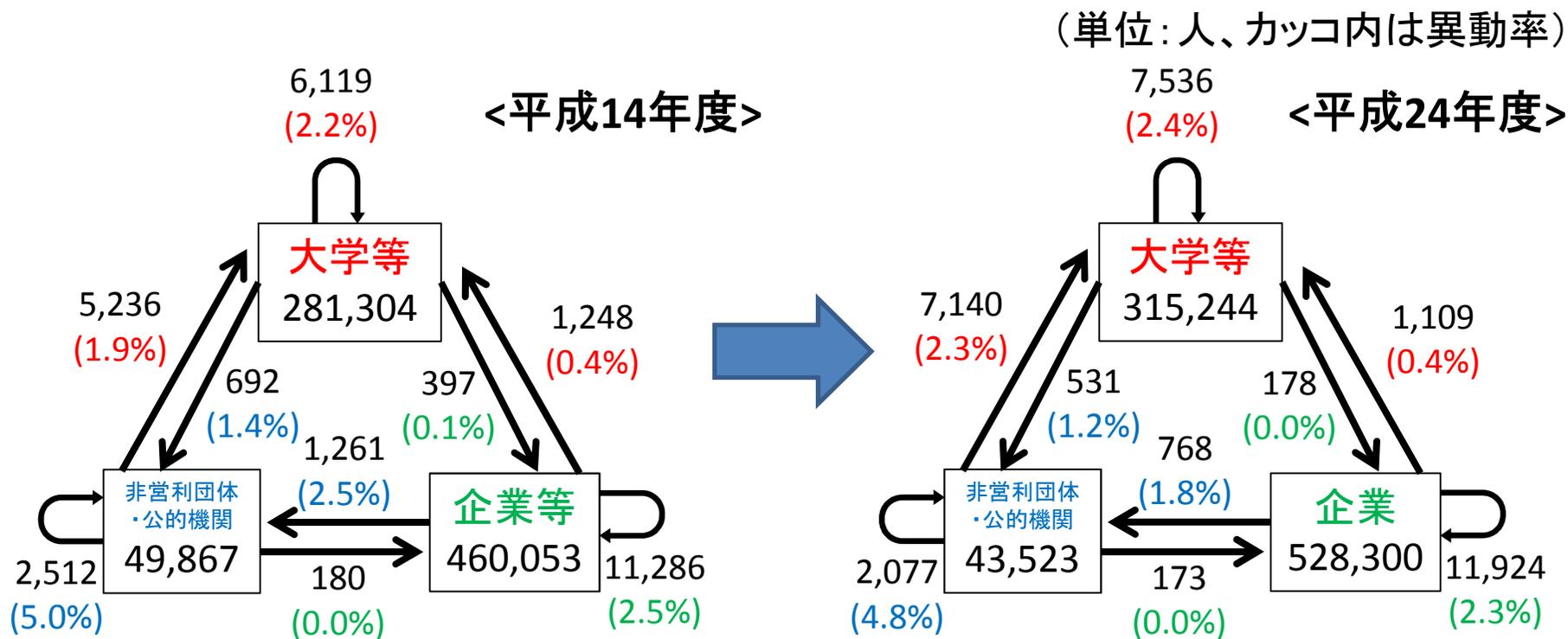
※ 人文・社会科学を含む3月31日現在の値である(ただし、平成13年までは4月1日現在)。  
 ※ 平成14年から調査区分が変更されたため、平成13年まではそれぞれ次の組織の研究本務者の値である(ただし、大学等は兼務者を含む。)

平成24年より	平成14年より23年まで	平成13年まで
企業	企業等	会社等
非営利団体	非営利団体	民営研究機関
公的機関	公的機関	民営を除く研究機関
大学等	大学等	大学等

出典:文部科学省「科学技術要覧」(平成26年9月)  
 を基に文部科学省作成

### 図 1 - 3 / セクター間の異動状況

○セクター間・セクター内の異動率はいずれも低く、10年前と比較しても大きな変化は見られない。

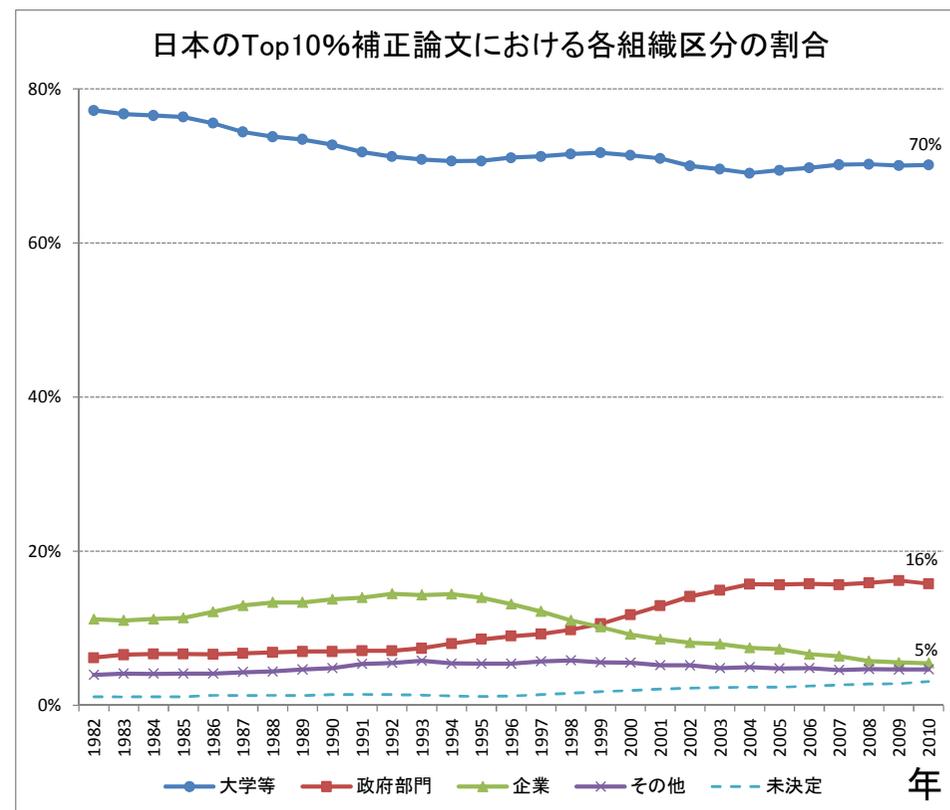
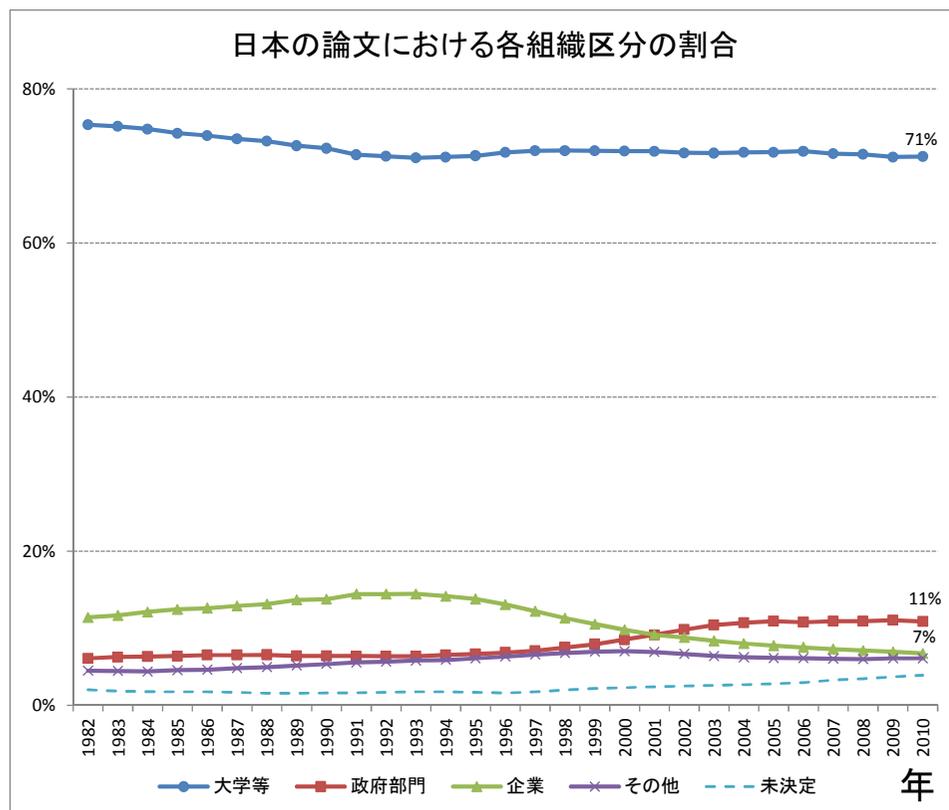


※ 異動率とは、各セクターの転入者数を転入先のセクターの研究者総数（ヘッドカウント）で割ったもの

出典: 総務省統計局「科学技術研究調査」を基に文部科学省作成

図1-4 / 我が国の論文における組織別割合の推移

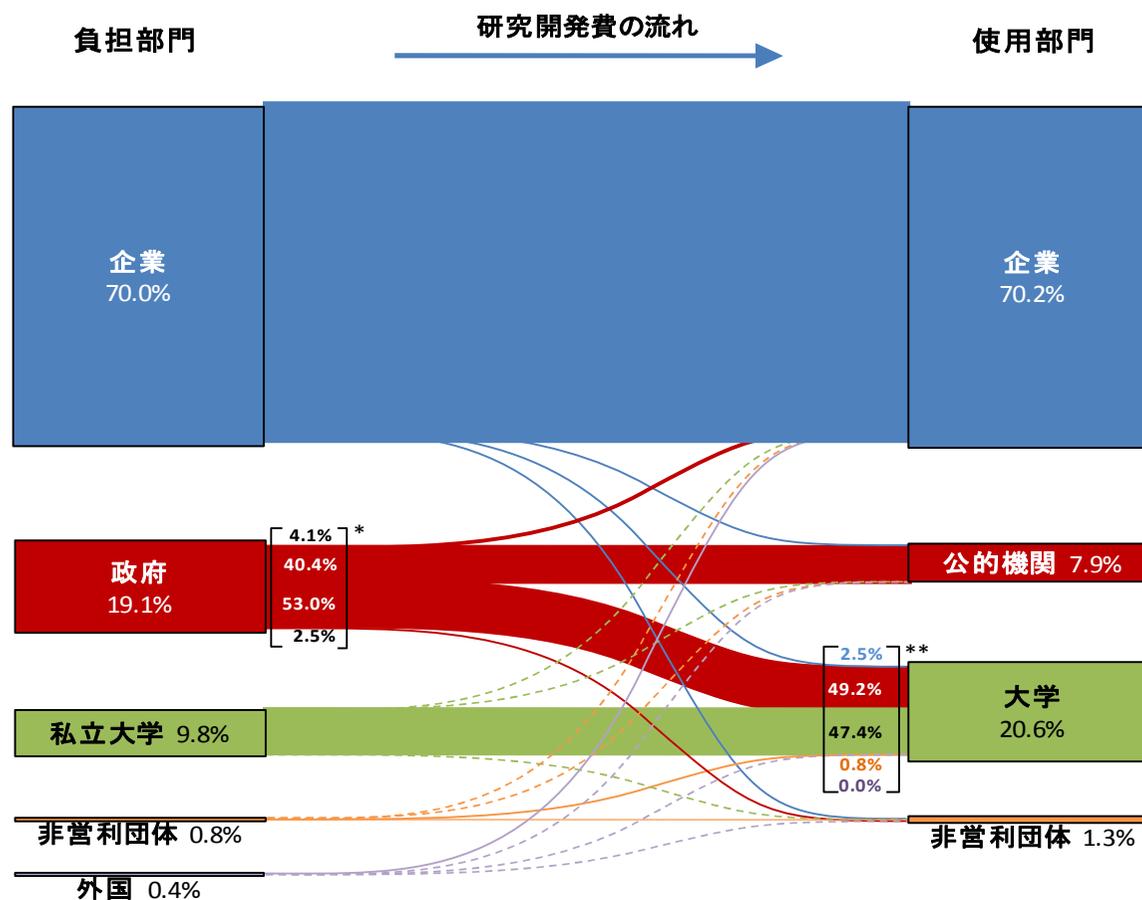
- 日本の論文及び日本のTop10%補正論文ともに、約7割が大学等によって産出されている。
- 独法等の政府部門の論文生産割合は増加している一方、企業による論文生産割合は減少している。



出典：科学技術政策研究所「科学技術のベンチマーキング2012」調査資料-218（平成25年3月）

図 1 - 5 / 我が国の負担部門から使用部門への研究開発費の流れ (2012年度)

- 我が国における負担部門から使用部門への研究開発費の流れを見ると、企業が負担する研究開発費は、そのほとんどがそのまま企業に流れている。
- 政府からの研究開発費は、主に公的機関及び大学に流れている。



出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2014」調査資料-229（平成26年8月）

## 2. 大学改革の状況

## <国立大学法人化の経緯>

- 平成9年12月 行政改革会議「最終報告」**  
 (国立大学の法人化について) 大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである。
- 平成11年4月 閣議決定**  
 国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。
- 平成14年3月 調査検討会議**  
 新しい「国立大学法人」像について最終報告。
- 平成14年6月 閣議決定**  
 国立大学の法人化・・・平成16年度を目途に開始。
- 平成15年7月 国立大学法人法成立**
- 平成16年4月 国立大学法人化**

## <国立大学法人化の目的>

- 競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学 -

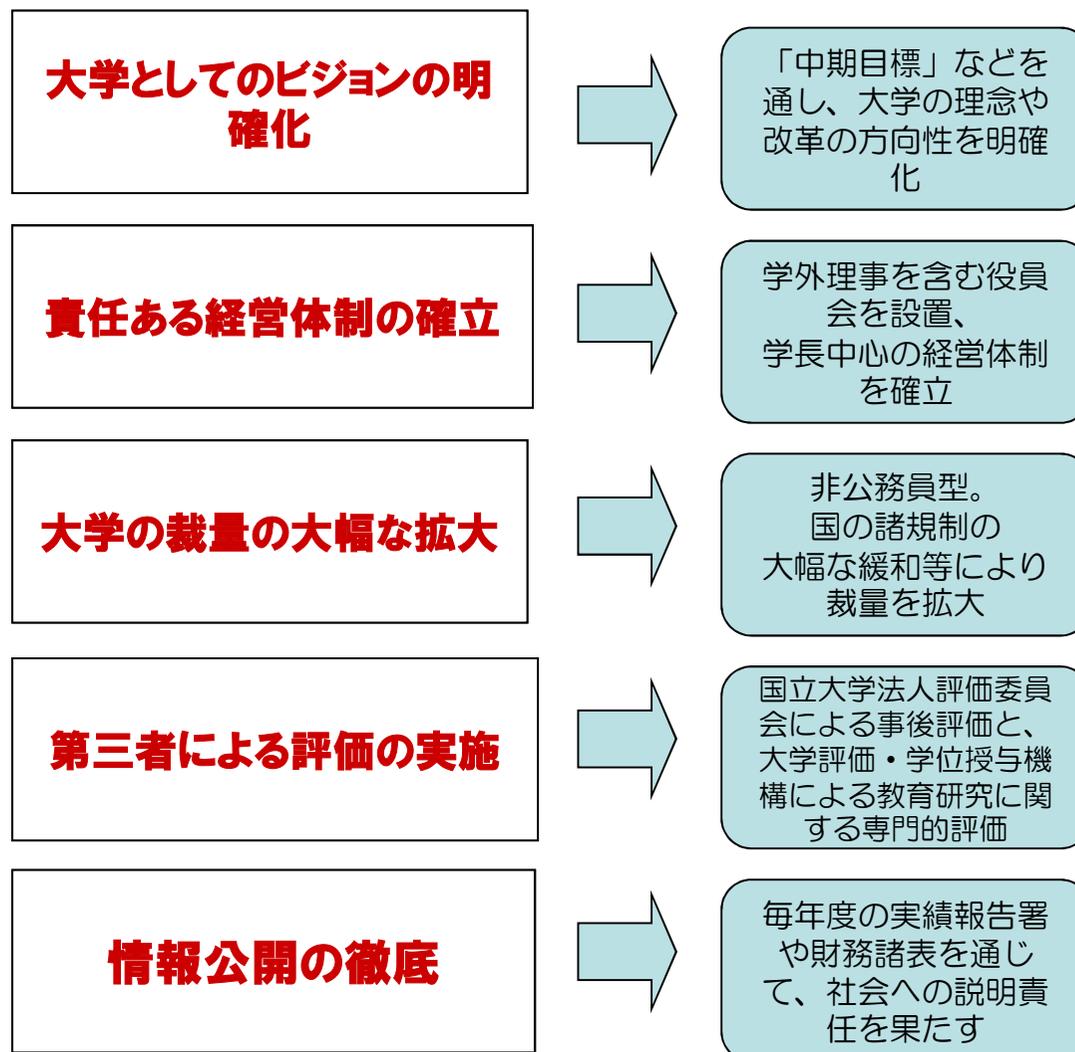


図 2 - 2 / 国立大学法人の仕組み

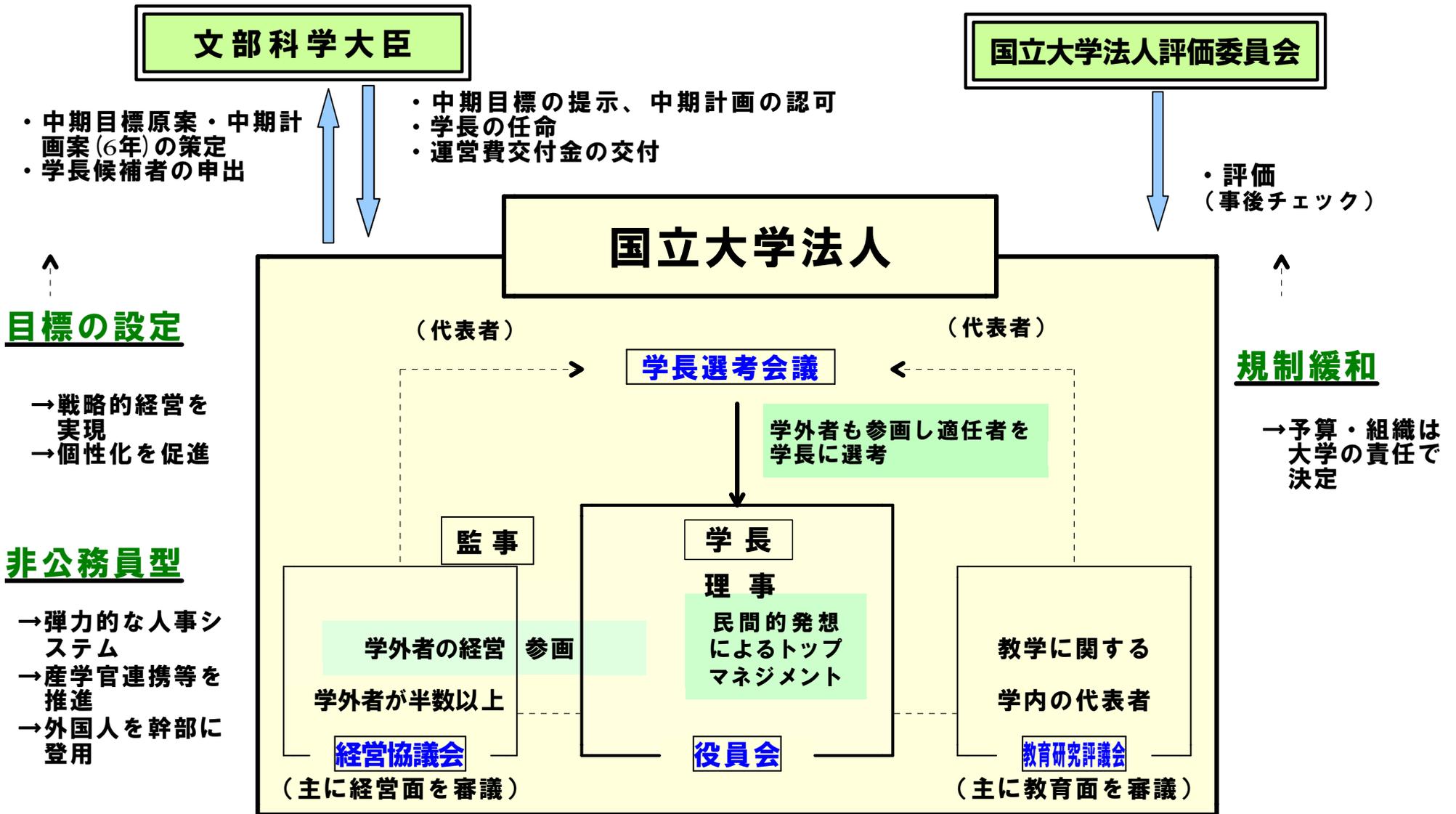


図 2 - 3 / 国立大学法人評価の仕組み

## 【制度の概要】

- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営について、毎事業年度及び中期目標期間(6年)ごとに業務実績の評価等を実施。
- 各法人の自己点検・評価に基づき、各法人ごとに定められた中期目標の達成状況等について調査・分析を行い、法人の業務全体の総合的な評価を実施。  
このうち、中期目標期間の教育研究の状況の評価については、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重。
- 国立大学法人評価は、法人間を相対的に比較するものではない。

## 【評価の流れ】

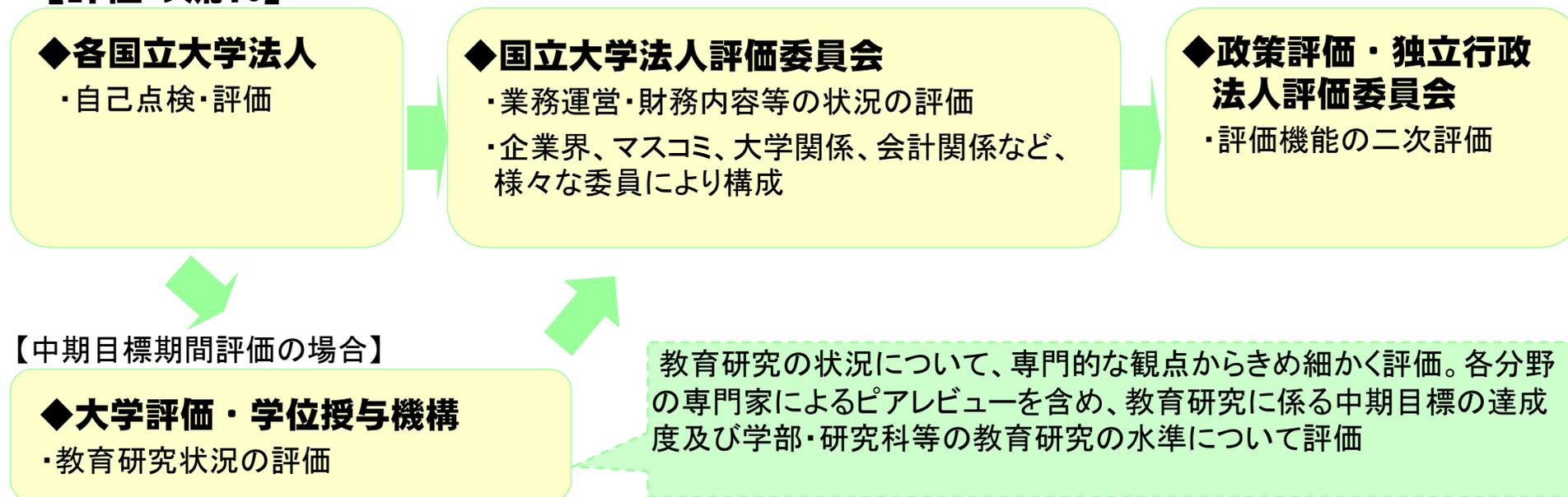


図 2-4 / 国立大学改革プランの位置づけ

### 国立大学法人スタート

#### 《国立大学法人化の意義》

- ・自律的・自主的な環境の下での国立大学活性化
- ・優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を推進
- ・より個性豊かな魅力ある国立大学を実現

※大学共同利用機関法人も同時にスタート

### 第3期 中期目標期間

(平成28年度～)

持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

### 第2期中期目標期間 (平成22～27年度)

法人化の長所を生かした改革を本格化

今後の国立大学の機能強化に向けての考え方  
(平成25年6月策定、平成26年7月改訂)

### 改革加速期間

グローバル化  
イノベーション機能強化  
人事・給与システムの弾力化

国立大学を取り巻く環境の変化

- ・グローバル化
- ・少子高齢化の進展
- ・新興国の台頭などによる競争激化など

ミッションの再定義

### 国立大学改革プラン

自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

### 第1期 中期目標期間 (平成16～21年度)

新たな法人制度  
の「始動期」

平成16年度  
(2004年4月)

平成22年度  
(2010年4月)

平成25年度  
(2013年4月)

平成28年度  
(2016年4月)

## 図 2-5 / 国立大学改革プラン 概要

第3期中期目標期間（平成28年度～）には、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

### 改革加速期間中の機能強化の視点

- ✓ 強み・特色の重点化
- ✓ グローバル化
- ✓ イノベーション創出
- ✓ 人材養成機能の強化

### 自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- 第3期における 国立大学法人運営費交付金や評価の在り方 については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直し
- 改革加速期間中（平成25～27年度）の取組の成果をもとに、
  - 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す
  - 新たな 改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるPDCAサイクルを確立する

学長のリーダーシップにより強み・特色を盛り込んだ中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化

### 各大学の機能強化の方向性

#### 世界最高の教育研究の展開拠点

- ・ 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点
- ・ 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出

#### 全国的な教育研究拠点

- ・ 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点
- ・ 世界に開かれた教育拠点
- ・ アジアをリードする技術者、経営者養成

#### 地域活性化の中核的拠点

- ・ 地域のニーズに応じた人材育成拠点
- ・ 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する「地域活性化機関」

### 当面の目標

- ◆ 第3期には、教育研究組織や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境を生み出す
- ◆ 第3期には、国内外の優秀な人材の活用により教育研究の活性化につながる人事・給与システムに
- ◆ 学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸長するガバナンスを構築
- ◆ 2020年までに、日本人海外留学者数、外国人留学生の受入数を倍増
- ◆ 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上を目指す
- ◆ 今後10年で20以上の大学発新産業を創出

図 2-6 / 改革加速期間中（平成25～27年度）の国立大学の機能強化の取組

### ミッションの再定義

各大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を整理・公表

### 社会の変化に対応できる教育研究組織づくり

- 機能強化のための改革の取組(組織再編、予算、人材や施設・スペース等の資源再配分)を国立大学法人運営費交付金等により重点支援
  - 各大学の改革の取組を第2期中期計画に反映
- 各大学の取組への配分及び影響額を3～4割に

グローバル化

#### 国際水準の教育研究の展開 積極的な留学生支援

- 海外大学のユニット招致、国際共同大学院の創設、外国人教員の積極採用、英語による授業拡大等の国際化を断行する大学を重点支援
- 日本人学生等の海外留学を支援する官民が協力した新たな制度の創設
- 重点地域等を設定し、外国人留学生を戦略的に受入れ
- 海外拠点を活用した現地選抜、渡日前入学許可を促進する仕組みの構築

イノベーション創出

#### 大学発ベンチャー支援 理工系人材の戦略的育成

- 国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする仕組みの創設
- 第185回臨時国会で産業競争力強化法が成立、平成26年4月1日施行
- 理工系人材育成戦略の策定
- 平成26年夏(近日中)公表予定

#### 人事・給与システムの弾力化

- 国立大学法人運営費交付金の必要額を確保した上で退職手当にかかる配分方法を早期に見直し、競争的資金における間接経費の確保
  - 改革の取組への重点支援に際して、年俸制等の導入を条件化、適切な業績評価体制の確立
  - シニア教員から若手・外国人へのポスト振り替えを積極支援
- 1万人規模で年俸制・混合給与を導入
- 若手・外国人に対し、1,500人の常勤教員のポストを政策的に確保することを目指す

#### ガバナンス機能強化

第186回通常国会で、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律が成立、平成27年4月1日施行

#### 評価の体制強化

国立大学法人評価委員会の評価体制の強化(産業界等大学関係者以外からの委員増等)、先進的取組の積極的発信 等

## 図 2-7 / 大学のガバナンス機能の強化

- 中央教育審議会大学分科会組織運営部会において、学長がリーダーシップを発揮できる体制の整備や学長の選考方法、教授会の役割の明確化等について検討を行い、平成26年2月12日に大学分科会で審議まとめ。

### ○中央教育審議会大学分科会 審議まとめ 「大学のガバナンス改革の推進について」26.2.12のポイント

- ◇ 各大学は、教育・研究・社会貢献機能の最大化のため、本部・部局全体のガバナンス体制を総点検・見直し。  
責任の所在を再確認するとともに、権限の重複排除、審議手続の簡素化、学長までの意思決定過程の確立を図る。
- ◇ 国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。
- ◇ 社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

<主な内容>

#### 1. 学長のリーダーシップの確立

- 学長補佐体制の強化（総括副学長等の設置、高度専門職の創設 等）
- 予算、人事、組織再編におけるリーダーシップの確立 等

#### 2. 学長の選考・業績評価

- 選考組織が主体性を持って、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定 等

#### 3. 教授会の役割の明確化

- 教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の研究業績審査等を審議 等

#### 4. 監事の役割の強化

- ガバナンスの監査
- 常勤監事の配置 等

### ○学校教育法及び国立大学法人法の改正のポイント

審議まとめを受けて、通常国会に改正法案を提出、6月20日成立

- 副学長の職務内容を見直し、**学長の命を受けて校務を分担**できることとする
- 教授会は「**教育研究に関する事項**」について審議し、決定権者である学長等に対して「**意見を述べる**」**機関**であることを明確化する
- 国立大学法人は、**学長選考の基準を定め**、選考結果とあわせて公表することとする
- 国立大学法人の経営協議会の外部委員の割合を2分の1以上から過半数とする 等

※独立行政法人通則法の改正に伴い国立大学法人の監事機能を強化（役職員や子法人に対する調査権限の法定化、任期の延長等）

## 図2-8 / スーパーグローバル大学等事業

我が国の高等教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革など国際化を徹底して進める大学や、学生のグローバル対応力育成のための体制強化を進める大学を支援。

### 1. スーパーグローバル大学創成支援(37件、77億円)

我が国の高等教育の国際競争力の向上を目的に、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進める、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対して、制度改革と組み合わせ重点支援を行う。

#### ○**トップ型** (13件)

: 世界ランキングトップ100を目指す力のある大学

#### ○**グローバル化牽引型**(24件)

: これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国社会のグローバル化を牽引する大学

### 2. 経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援

(42件、20億)

経済社会の発展に資することを目的に、グローバルな舞台に積極的に挑戦し世界に飛躍できる人材の育成を図るため、学生のグローバル対応力を徹底的に強化し推進する組織的な教育体制整備の支援を行う。

○**全学推進型**(11件): 大学全体で目標の達成を目指す大学

○**特色型** (31件): 一部の学部・研究科等で目標の達成を目指す大学

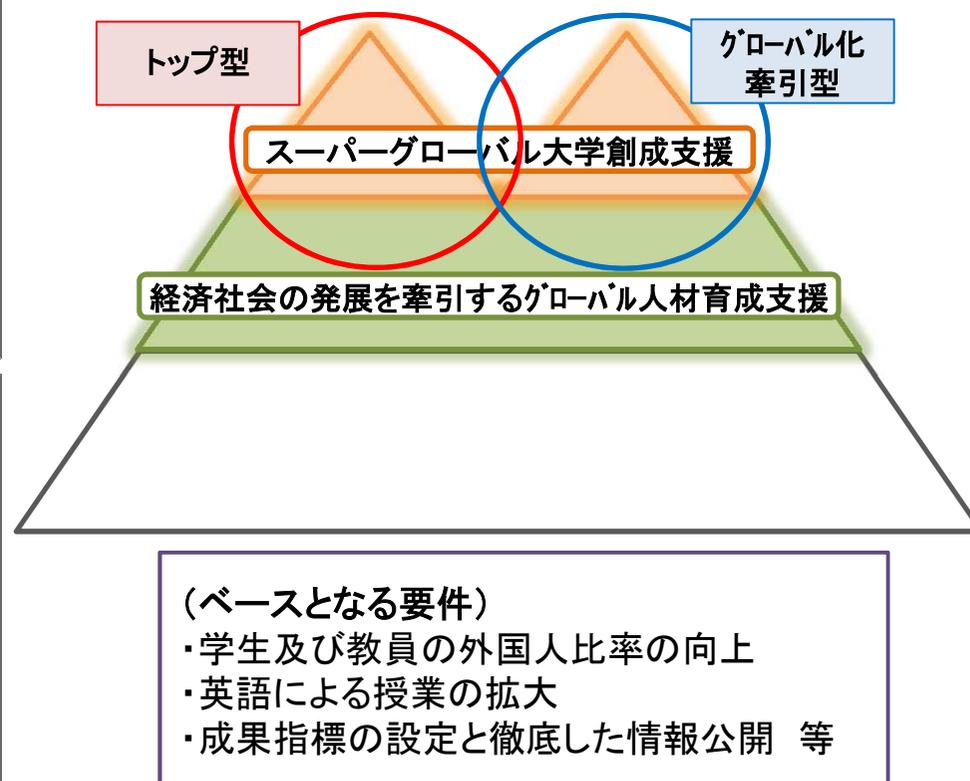
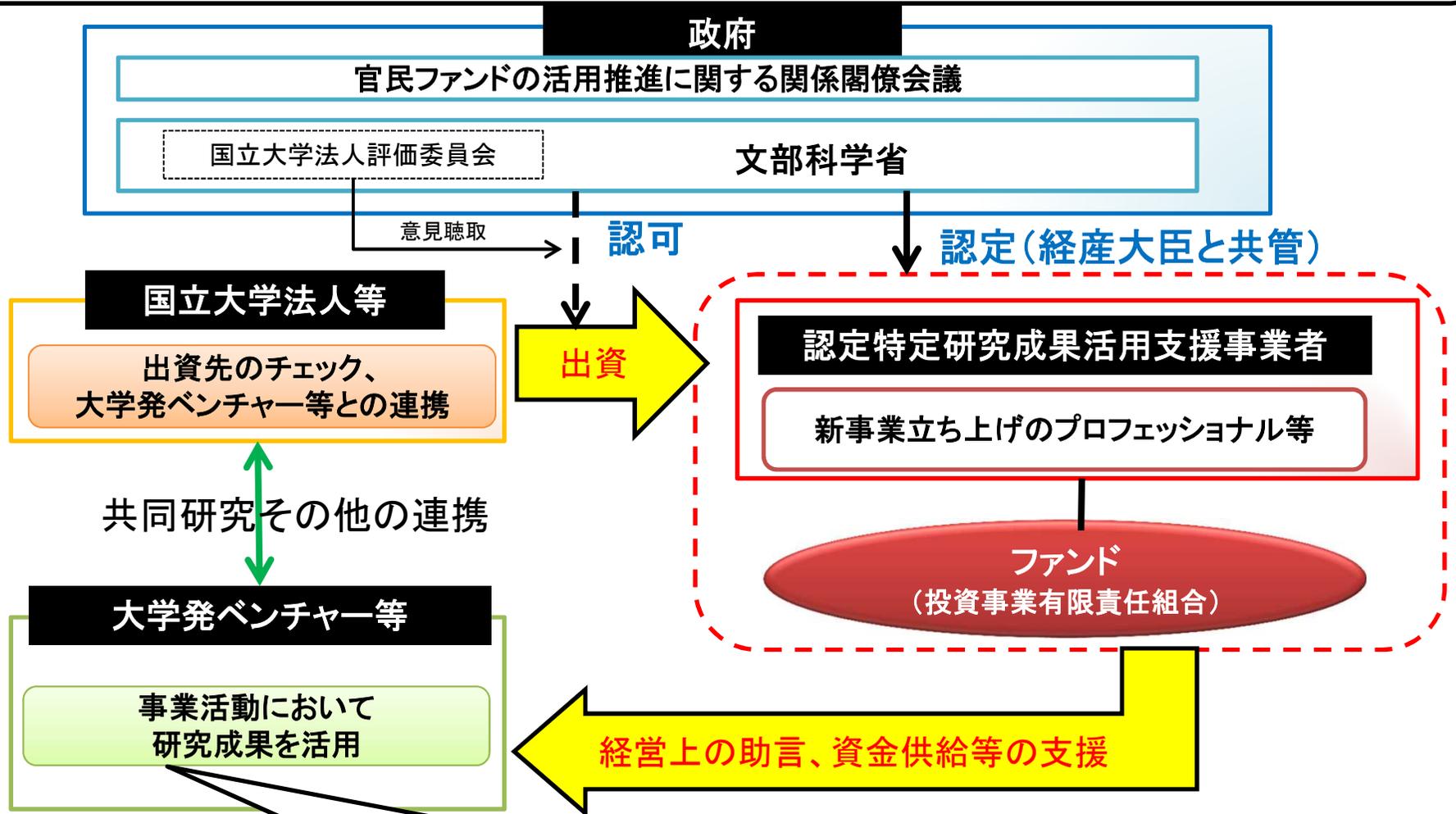


図 2-9 / 国立大学法人等による出資範囲の拡大

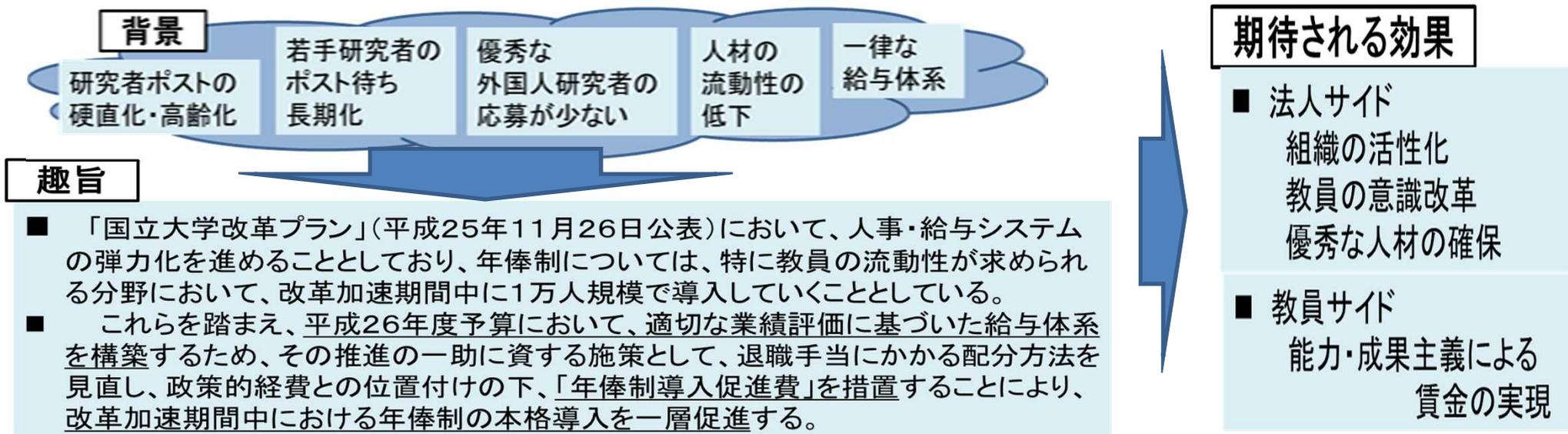
成長による富を創出するためには、豊富な民間資金、多様な人材、優れた技術力などの我が国の潜在能力を引き出し、新たな需要や市場といった社会的価値を創出することが必要。そのためには、大学における研究活動の活性化や研究成果の活用を図ることが極めて重要。

このため、国立大学法人等が一定の要件を満たしたベンチャーキャピタル等への出資を可能とすることで、研究成果の活用を図る大学発ベンチャー等を効果的に支援することを可能とし、大学の研究成果の事業化等を促進する。



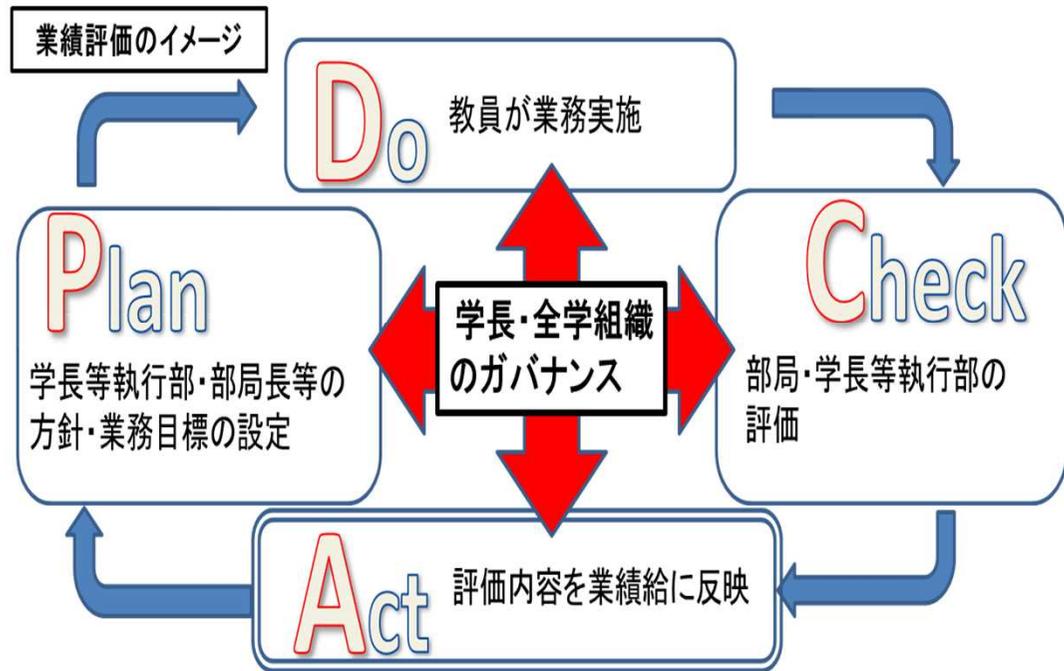
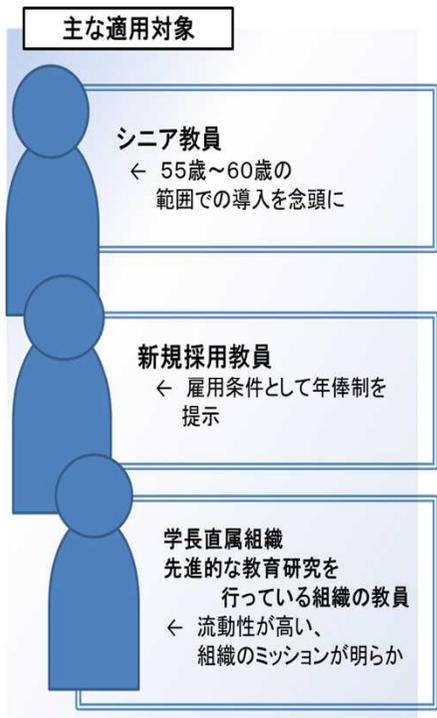
**研究成果の活用促進を通じた新しい社会的価値の創出！**

図2-10／国立大学における年俸制の導入について



**期待される効果**

- 法人サイド
  - 組織の活性化
  - 教員の意識改革
  - 優秀な人材の確保
- 教員サイド
  - 能力・成果主義による賃金の実現



**(特色ある評価方法)**

活動目標自体をその内容に応じて高レベル～低レベルに仕分け、その達成度の掛け合わせで評価するもの

各評価項目について業務上のエフォートをかけ、各項目の数値評価に反映するもの

当該法人の中期目標・中期計画・各法人の改革プラン等を踏まえた活動目標を策定させる。

**(評価項目の例)**

教育	授業科目の担当、学位授与数、FDの取組
研究	著書、論文数、研究成果、外部資金獲得額
社会貢献	公開講座の開催、地域貢献への参画
大学運営	学内委員としての活動

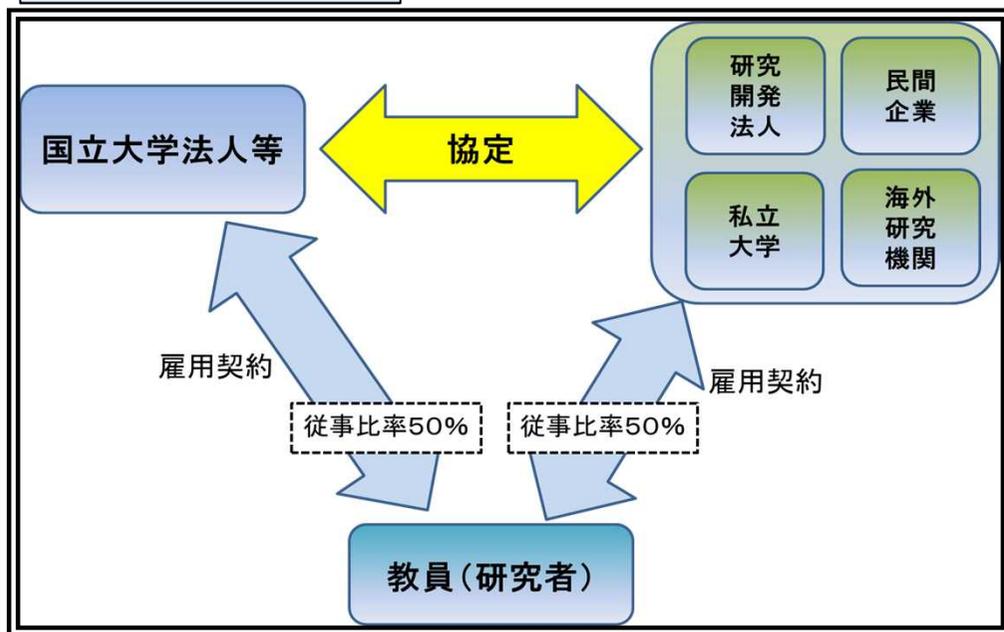
図2-11/クロスアポイントメント制度について

### 基本的考え方

- クロスアポイントメント制度(混合給与)については、国立大学の機能強化等を図るため、平成26年11月に発出した国立大学改革プランにおいて、改革加速期間中(平成25~27年度)の重点的取組事項「人事・給与システムの弾力化」の一環として、その導入を促進。
- 本取組により、多様な教育研究人材の確保が可能となり、国立大学における教育研究の活性化や科学技術イノベーションの促進にも資することが期待される。

### 導入イメージ(例)

※ 従事比率は一例。



研究者が医療保険や年金で不利益を被らないよう、制度官庁とともに検討中

### 期待される効果

#### 研究

- 即戦力となる優秀な研究人材の確保
- 国立大学の技術シーズの事業化
- 企業の研究者が、国立大学の研究インフラを活用し共同研究を推進することにより、技術の実用化に向けた実証や性能評価の一層の推進

#### 教育

- 企業における最先端研究の知見を学部・大学院教育へ展開し、専門性の高い人材の育成
- 教員と企業の研究者が協同して、実践的な技術者教育プログラムを開発

## 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(案) ～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～のポイント

本答申は、教育改革における最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革を、初めて現実のものにするための方策として、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言するものである。

### (1) 若者の多様な夢や目標を支える高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜への刷新

(目指す未来の姿)

- 将来に向かって夢を描き、その実現に向けて努力している少年少女一人ひとりが、自信に溢れた、実り多い、幸福な人生を送れるようにすること。

これからの時代に社会に出て、国の内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身につけ、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるようにすること。

彼らが、国家と社会の形成者として十分な素養と行動規範を持てるようにすること。

我が国は今後、こうした目標を達成するよう、教育改革に最大限の力を尽くさなければならない。

- 生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている我が国においても、世の中の流れは大人が予想するよりもはるかに速く、将来は職業の在り方も様変わりしている可能性が高い。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これからの時代に通用する力を子供たちに育むことはできない。

この厳しい時代を乗り越え、子供や孫の世代に至る国民と我が国が、希望に満ちた未来を歩めるようにするため、国は、新たな時代を見据えた教育改革を「待ったなし」で進めなければならない。

※アメリカの研究者による予測によれば、「2011年にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に、今は存在していない職業に就く」とも言われている。

（克服すべき課題）

- 「高大接続」実現の方策は、上に述べた未来の姿を実現するための一環とみなされるべきものである。しかしながら、現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度など、**真の「学力」**が十分に育成・評価されていない。
- また、特定の分野に強い関心をもち、その向上に夢を賭けて卓越した力を磨いている高校生や、「世界にトビタテ！」の精神でグローバルな課題に積極的に向き合う活力のある高校生、身近な地域の課題に徹底的に向き合い考え抜いて行動する高校生などが評価されずに切り捨てられがちである。

こうした状況では、それぞれの夢を育み、その中で自らを鍛えるとともに、秘められた才能などを伸ばすことはできず、未来のエジソンやアインシュタインとなる道や、世界を舞台に活躍する潜在力、地方創生の鍵となる問題の発見や解決を生み出す可能性の芽なども摘まれてしまう。

（高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革）

- この状況を、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の改革による新しい仕組みによって克服し、少年少女一人ひとりが、高等学校教育を通じて様々な夢や目標を芽吹かせ、その実現に向けて努力した積み重ねを、大学入学者選抜においてしっかりと受け止めて評価し、大学教育や社会生活を通じて花開かせるようにする。
- そのため、以下の改革に一体的に取り組む。
  - ◆ 高等学校教育については、生徒が、国家と社会の形成者となるための教養と行動規範を身につけるとともに、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶことのできる環境を整備する。そのために、高大接続改革と歩調を合わせて**学習指導要領を抜本的に見直し**、育成すべき資質・能力の観点からの構造の見直しや、主体的・協働的な学習・指導方法であるアクティブ・ラーニングへの飛躍的充実を図る。
    - また、教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、新テスト「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」を導入する。
  - ◆ 大学教育については、学生が、高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させるため、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としての**カリキュラム・マネジメントを確立する**(ナンバリング等)とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできる**アクティブ・ラーニングへと質的に転換する。**
  - ◆ 大学入学者選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、大学で学ぶための力のうち、特に「**思考力・判断力・表現力**」を中心に評価する新テスト「**大学入学希望者学力評価テスト(仮称)**」を導入し、各大学の活用を推進する。

- ◆ 個別選抜については、学力の三要素を踏まえた多面的な選抜方法をとる※ものとし、特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れが促進されるよう、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化する。このために、アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を改正する。

※選抜性の高低に則し改革すべき点については、別添「大学入学者選抜改革の全体像(イメージ)」の通り。

- さらに、各大学が、新たな大学入学者選抜実施要項に基づく新たなルールに則って改革を進めることができるよう、大学にとって改革のインセンティブとなるような財政措置等の支援を行う。

## (2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成・評価

- グローバル化の進展の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくため、国際共通語である英語の能力の向上と、我が国の伝統文化に関する深い理解、異文化への理解や躊躇せず交流する態度などが必要である。
- なかでも、真に使える英語を身に付けるため、単に受け身で「読む」「聞く」ができるというだけではなく、積極的に英語の技能を活用し、主体的に考え表現することができるよう、「書く」「話す」も含めた四技能を総合的に育成・評価することが重要である。

「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」においては、四技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用を行う。また、高等学校における英語教育の目標についても、小学校から高等学校までを通じ達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した指標の形で設定するよう、学習指導要領を改訂する。

## (3) 学習指導要領の改訂も含めた高等学校教育改革の実現

- 高等学校の学習指導要領は、多様な若者の夢や目標を支援できる高等学校教育の実現を目指し、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から抜本的に見直す。
- 具体的には、高等学校の学習指導要領を通じて、どのような資質・能力を育成しようとしているのかをより明確化するとともに、例えば、以下のような見直しを行う。

なお、育成すべき資質・能力の明確化に当たっては、教育基本法や学校教育法の目的・目標のほか、OECDのキー・コンピテンシーや、国際バカロレアが目指す論理的思考力や表現力、探究心等の育成などの考え方も参考にしつつ検討する。

- ◆「思考力・判断力・表現力」を育成するための主体的・協働的な学習・指導方法の飛躍的充実
- ◆国家や社会の形成者となるための教養・行動規範、また自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるためのカリキュラムを充実させること
- ◆高度な思考力・判断力・表現力を育成・評価するための新たな教科・科目を検討すること
- ◆大学の卒業論文のような課題探究を行う「総合的な学習の時間」の一層の充実に向けた見直し
- ◆特別支援教育の充実のための見直し

#### (4)「公平性」をめぐる社会の意識改革

- 現在の大学入試、特に一斉にかつ画一的に実施される試験で、あらかじめ設定された正答に関する知識の再生を一点刻みに問い、その結果の点数のみによる選抜を「公平」であると捉える既存の意識を改革し、それぞれの若者が、自分の夢や目標を持ち、その実現に必要な能力を身に付けることができるよう、それぞれの学びを支援する観点から、一人ひとりが積み上げてきた多様な力を多様な方法で「公正」に評価し選抜することが必要であるという意識を醸成するため、社会的な議論を深めることが必要である。

#### (5) 改革実現のための「高大接続改革実行プラン(仮称)」の策定

- 国は、本答申をもとに、改革の具体策やスケジュールの詳細を「高大接続改革実行プラン(仮称)」としてまとめ、すみやかに策定・公表し、強力に推進する。  
 プランにおいては、アドミッション・オフィスの強化、アドミッション・ポリシーの明確化を含む、各大学における個別選抜の改革と教育の質的転換を実現するための実効的な政策手段や、新テストの制度設計と実施主体の在り方、高等学校学習指導要領の在り方を含めた高等学校教育改革、評価方法の改革等について、中央教育審議会において進行している議論の状況も踏まえつつ、可能な具体策と、今後の検討スケジュールを示す。
- 新しい時代に求められる教育の在り方を踏まえ、更なる検討が必要な点については、プランに示されたスケジュールに基づき検討を進め、成果を得たものから順次公表するものとする。

